

## 「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」の改正について

2025年12月10日

特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター

### I. 改正の趣旨

当センターが紛争等解決業務に係る委託を受けている一般社団法人日本投資顧問業協会と一般社団法人投資信託協会が合併し、新しい協会が設立されることに伴い、所要の整備を行うため「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」の一部を改正する。

また、あっせん手続の更なる充実を図るため、当事者間に和解が成立する見込みがないものとしてあっせん手続が打ち切られた事案について、当該事案に係る訴訟が行われた場合の報告を徴求するため、同規程の一部を改正する。

### II. 改正の骨子

#### 1. 委託を受けている協会の合併に伴う改正

一般社団法人日本投資顧問業協会と一般社団法人投資信託協会の合併による一般社団法人資産運用業協会の設立に伴う改正。(第2条第13項、第4条第1項第1号、第2項第2号及び第3号、第49条第2項第1号)

#### 2. あっせん手続の目的となった請求に係る訴訟に関する報告対象の追加に伴う改正

訴訟に関する報告について、あっせん手続で不調等となった事案も対象に加えるための改正。(第53条第3項、第4項及び第5項)

### III. 施行の時期

この改正は、2026年4月1日から施行し、改正後の第53条第3項の報告は、2026年4月1日以降に提起された訴訟について適用する。

(参考)

上記II. 2の改正に伴い、「『苦情解決支援とあっせんに関する業務規程』に関する細則」を改正し、報告様式等を定めることとする。

以上